

別記第3号様式

意見公募(パブリックコメント)の結果

○件 名 勝浦市過疎地域自立促進計画(案)について
 ○意見等の募集期間 平成26年7月26日 ~ 平成26年8月15日
 ○意見等の受付件数 4 件

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載します。

(1) 勝浦市過疎地域自立促進計画(案) についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	平成24年度に実施した住宅の修繕費の一部を助成する住宅リフォーム助成制度を再開して欲しい。	本事業については、東日本大震災に伴う地域経済の低迷を背景に緊急経済対策として実施したところであり、従いまして、リフォーム補助金制度を再び実施する考えはありません。
2	<p>計画案に地域が抱える課題に対する事業内容が掲げているが、漫然すぎ、各論が見えない。</p> <p>計画案は、将来に向けた存続のビジョンが不明確であるとともに、今後の財政健全化に対する考察が欠けている。</p> <p>計画案は、過疎対策として掲げた事業を選定する際の優先度や投資効果の考察が欠けている。</p>	<p>本計画案は、事業名称を掲げ、その実施内容等、詳細の記載を省略しておりますが、これら事業は各分野の現状を踏まえながら課題を洗い出し、こうした課題の解決に資するものとして掲げたものであり、ご意見のありました各論を事業として具体化したものであります。</p> <p>将来ビジョンについては、基本方針に掲げたとおり、本計画案の上位に位置する市総合計画に係る基本理念を踏襲するとともに、将来都市像“海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱい かつら”の実現を目指そうとするものであります。</p> <p>また、財政健全化について、本計画では「1 基本的な事項」、「(3)行財政の状況」、「財政の状況」の項で、状況と課題を記載しましたが、財政健全化の方針や地方債の繰上償還に伴う公債費の抑制をはじめとする具体的な取組については、平成24年度に策定した財政健全化計画の中で定めており、本計画案は、この財政健全化計画の取組や財政見通しを踏まえ策定しております。</p> <p>本計画案に掲げる事業は、各分野の現状を把握したうえで課題を洗い出し、こうした課題の解決に資するものとして優先度や費用対効果を考慮し策定いたしました。</p>
3	都会から市内へ移住した市民が有する知識等を今後のまちづくりに有効的に活用するため、人材発掘に努める必要があると考える。	本計画案は、市総合計画の基本理念を踏まえ策定しており、この基本理念の一つには、「市民と行政の協働によるまちづくり」を掲げています。ご意見のありました人材活用は、協働によるまちづくりを推進するうえで、有効的と考えます。このため、施策に応じて、豊富な経験と高度な知識等を有する方々から意見を募る仕組みづくりを検討したいと思っております。
4	市内のバイオマス資源をエネルギー化、あるいは産品化につなげることで、地域内経済ネットワークを構築し、経済価値のある事業の起業促進を提案する。	本計画案では、過疎対策として就労先確保を目的とする企業誘致を推進しています。ご提案のありました起業促進により、雇用の確保をはじめ、地域産業振興等に寄与するか、否か、地元をはじめ、関係行政機関と協議を図ったうえで、事業化を促進したいと考えます。

※ 勝浦市情報公開条例第6条に規定する公開しないことが開示することができない、情報、政策等の策定に係わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、掲載を省略することがあります。

○問合せ先 勝浦市役所 企画課 政策推進係